

安全運転を続けるために

ご存じですか？

～運転適性相談窓口のご案内～

下記の病気により、自動車等の運転に支障がある方は、症状等によっては、運転免許が取得できなかったり、取り消されたりする場合があります。警察では、病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方のための相談窓口を設けております。

- 認知症
- 統合失調症
- てんかん
- 再発性の失神
- 無自覚性の低血糖症
- そううつ病
- 重度の眠気症状を呈する睡眠障害
- その他 運転に支障のあるもの

ご家族の方からのご相談も
受付けております

運転免許の取得及び運転免許証の更新の手続きを適正に実施するため、運転免許申請書又は運転免許証更新申請書に添付する「質問票」は正確に記載してください。

警察では、運転免許相談、病気の症状等の質問票等に関するプライバシーを厳格に保護します。

【運転適性相談窓口】

場所 京都府警察自動車運転免許試験場（臨時適性検査係）
電話 075-631-5181（内線412・413）